

宮城県地域公共交通計画調査策定業務 企画提案募集要領

この要領は、宮城県地域公共交通活性化協議会（以下、「発注者」という。）が宮城県地域公共交通計画調査策定業務（以下、「本業務」という。）を委託するに当たり、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し最も的確と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

第1 募集事項

1 業務の名称

宮城県地域公共交通計画調査策定業務

2 業務の目的

宮城県全体を見据えた持続可能な地域公共交通ネットワークの実現に向け、より利便性が高く効率的で、地域に最適化した地域公共交通ネットワークを具体化するための施策と、その施策の実施に必要な財源のあり方等をまとめる「宮城県地域公共交通計画（以下、「県計画」という。）」の策定を目的とする。

3 委託期間

契約締結日の翌日から令和8年3月27日（金）まで

4 事業費（委託上限額）

金21,351,000円（うち消費税及び地方消費税額1,941,000円）

5 業務内容

別紙「宮城県地域公共交通計画調査策定業務仕様書」のとおり

6 契約の相手方の選定

本業務は、発注者が公募による企画提案を募集し、優れた提案及び能力を有し、最も適格と判断される事業者を選定し、契約予定者とする。

第2 応募資格

次の全てに該当する者のみ、本業務の企画提案に応募することができる。

- 1 日本国内に事業所を有する法人であって、消費税及び地方消費税並びに地方税の全ての税目を滞納していない者。
- 2 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- 3 この業務の募集開始時から企画提案提出時までの間に、宮城県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（令和2年4月1日施行）」に掲げる資格制限の要件に該当する者でないこと。
- 4 以下のいずれかの手続きをしている者又はされている者でないこと。
 - （1） 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしている者又は再生手続き開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）。
 - （2） 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしている者又は更生手続き開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）。

- (3) 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続き開始の申立てをしている者又は破産手続き開始の申立てがされている者
- 5 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）の別表各号に規定する措置要件に該当しないこと。
- 6 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律194号）第3条の規定によるもの）でないこと。
- 7 宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）でないこと。
- 8 仕様書で定める業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有する者。

第3 スケジュール

内容	期間
企画提案募集開始	令和7年4月 2日（水）
質問受付（電子メールによる）	令和7年4月 2日（水）から 令和7年4月10日（木）まで
質問回答	令和7年4月16日（水）まで
企画提案参加申込期限	令和7年4月21日（月）
企画提案書の提出期限（必着）	令和7年5月 9日（金）
選定委員会（プレゼンテーション）開催	令和7年5月14日（水）予定
審査結果発送	令和7年5月中旬
契約締結・業務着手	令和7年5月下旬
履行期限	令和8年3月27日（金）

第4 応募手続き

1 企画提案書作成等に関する質問の受付

下記のとおり企画提案書作成等に関する質問を受け付ける。ただし、企画提案書の具体的な記載内容及び評価基準についての質問は、公平性の確保及び公正な選考の観点から一切回答しない。

(1) 受付期間

令和7年4月10日（木）まで

(2) 提出方法

イ 様式第1号により、電子メールにより提出すること。

ロ 件名及び電子メールアドレスは、下記のとおりとする。

(イ) 件名：【事業者名】宮城県地域公共交通計画調査策定業務に係る質問書

(ロ) 電子メールアドレス：kotu-kt@pref.miyagi.lg.jp

（宮城県地域公共交通活性化協議会事務局（宮城県企画部地域交通政策課））

(ハ) 電話や口頭、受付期間以外の質問は一切受け付けない。

(3) 回答方法

質問への回答は、宮城県企画部地域交通政策課の企画提案募集ホームページに掲載する。ただし、質問又は回答内容が質問者の具体的な提案内容に密接に関わるものは質問者に対してのみ回答する。

また、質問の内容によっては回答しないこともある。この場合も、その旨ホームページに掲載する。

2 企画提案への参加申込

(1) 提出書類

イ 企画提案参加申込書（様式第2号） 1部

ロ 宣誓書（様式第3号） 1部

ハ 同種・類似業務の受託実績（様式第4号） 1部

過去2年以内に地方公共団体等から受注した事業が分かる資料を提出すること。

ニ 会社概要（既存資料で可） 1部

(2) 提出期限

令和7年4月21日（月）

(3) 提出方法

電子メールにより提出すること。なお、件名及び電子メールアドレスは、下記のとおりとする。

イ 件名：【事業者名】宮城県地域公共交通計画調査策定業務に係る参加申込

ロ 電子メールアドレス：kotu-kt@pref.miyagi.lg.jp

電 話 番 号；022-211-2436

（宮城県地域公共交通活性化協議会事務局（宮城県企画部地域交通政策課））

ハ 電子メール送付後、電話にて送付した旨の連絡をすること。なお、添付資料が15MB以上の場合は別途事務局が指定する方法でデータの收受を行うため、4月21日（月）正午までに事務局へ電子メールで申出し、指示に従うこと（この場合も申出後に電話連絡すること）。

3 企画提案書の提出

(1) 提出書類

イ 企画提案書 7部（任意様式）

（イ）A4版両面印刷（カラー印刷も可）

（ロ）表紙と目次を除き20ページ以内

ロ 見積書 1部

(2) 企画提案書の構成

下記の記載内容を参考に、次の記載事項の企画提案内容を具体的に記載すること

No	記載内容
1	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等関係法令の趣旨や、宮城県内の広域的な生活圏（交通圏）単位の特性を踏まえた、県内全域における持続可能な公共交通網の構築に向けた取り組み・考え方について ※特に、地域間幹線系統の維持に係る施策について、県全体の幹線公共交通ネットワークの考え方、各種交通モードの連携や多様な輸送サービスを活用した交通のあり方の考え方に触れること。
2	市町村における交通政策の推進を支援するための広域自治体としての取り組み・考え方について ※官公署・事業者間でのモビリティデータ連携のあり方や、スクールバス等の地域の多

	様な輸送資源の活用を推進するための調査・データ整理の方法、使用する各種データの概要について触れること。
3	計画策定までのスケジュール及び関係機関との連携を含む実施体制の構築について ※特に、業務の進め方や業務遂行に係る人員体制について触れること。 ※また、実施体制図を作成するものとし、実施体制において、他の事業者等に再委託（下請けを含む）をする場合は、その旨を明記すること。
4	仕様書に定めた業務内容項目の具体的な取り組み手法について ※特に、現状整理、問題点の分析及び課題の整理について触れること。

（３）提出期限

令和 7 年 5 月 9 日（金）

（４）提出方法

持参又は郵送とする。持参の場合は平日の午前 9 時から午後 5 時まで、郵送の場合には最終日必着とする。

（５）提出先

宮城県地域公共交通活性化協議会事務局（宮城県企画部地域交通政策課）

（〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町 3 丁目 8 番 1 号 宮城県行政庁舎 6 階）

第 5 業務委託候補者の選考

1 選考方法

発注者が設置する選定委員会においてプレゼンテーション審査を実施し、総得点が満点の 6 割以上の提案者の中から、最高点を付けた委員数が最も多い提案者を業務委託候補者として選定する。最高点を付けた委員数が最も多い提案者が複数いる場合は、その提案者のうち、次点の評価点を付けた委員数が最も多い提案者を業務委託候補者として選定する。次点の評価点を付けた委員数が最も多い提案者が複数いる場合は、その提案者のうち、第 3 位の点数を付けた委員数が最も多い提案者を業務委託候補者として選定する。第 3 位の点数を付けた委員数が最も多い提案者が複数いる場合は、その提案者のうち、委員の評価点の合計得点が最上位の提案者を業務委託候補者として選定する。それでもなお、業務委託候補者が複数いる場合は、委員の合議により決するものとする。

また、企画提案者が 1 者のみの場合は、総得点が満点の 6 割以上となった場合のみ、業務委託候補者として選定する。

なお、選定に当たり疑義が生じた場合は、選定委員会で協議の上、業務委託候補者を選定する。

2 応募多数の取扱い

原則として、応募者が 7 者以上となった場合には、事前に提出された企画提案書による書面審査を実施し、上位 6 者のみによるプレゼンテーション審査を行うものとする。なお、書面審査における選考方法は第 5 の 1 を準用することとし、評価基準・判定は第 6 によるものとする。選考結果については各企画提案者に対して通知する。

3 企画提案書の選考

（１）実施日 令和 7 年 5 月 14 日（水）（予定）※実施時間は別途通知する。

（２）実施会場 宮城県行政庁舎 6 階 企画部会議室

(3) 実施方法

- イ 出席者は1応募者につき3名以内とする。
- ロ 1応募者当たりの持ち時間は25分以内（説明時間15分、質疑応答10分以内）とし、発注者が指示した時間から順次、個別に行うものとする。
- ハ 事前に提出された書類に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、追加資料の配布は原則として認めない。
- ニ パソコンはプレゼンテーションを行う者が用意すること。
- ホ 実施会場で直接のプレゼンテーションとし、WEB参加は不可とする。

4 選定結果の通知、審査及び選定結果に対する質問

- 審査終了後、全ての企画提案者に選定結果を通知する。
- なお、審査及び選定結果に関する質問には一切応じない。

第6 評価基準・配点

次の審査項目及び配点（合計100点）により行うものとする。

評価項目	評価の視点	採点	加算率
		1・2・3・4・5 劣 普通 優	
業務の理解	本事業の趣旨・目的、宮城県の生活圏（交通圏） 単位の特性や公共交通の現状・課題を十分に理解しているか。	1・2・3・4・5	×2
業務の実施方針	地域間幹線系統の維持や市町村支援に係る施策 等の考え方が明確であるか。	1・2・3・4・5	×4
スケジュール	実施手順が適切で、具体的かつ実効性のある内容 になっているか。	1・2・3・4・5	×2
実施体制、類似 の実績	技術者の配置等、確実に本事業を遂行できる実施 体制となっているか。また、同種・類似業務の実 績があり、業務遂行に十分な経験を有している か。	1・2・3・4・5	×4
実施方法	各種調査手法が具体的に示され、計画策定に必要 な情報の把握・整理が可能となっているか。	1・2・3・4・5	×3
	調査結果の分析手法が具体的に示され、計画策定 に必要な客観的な指標等を設定できる内容とな っているか。	1・2・3・4・5	×4

見積金額の評価	積算に妥当性があり、かつ最大の効果が見込める内容になっているか。	1・2・3・4・5	×1
---------	----------------------------------	-----------	----

第7 失格自由

1 次のいずれかに該当する場合は、応募者を失格とする。

- (1) 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合又は文意が不明である場合
- (2) 本募集要領等に従っていない場合
- (3) 選考（プレゼンテーション）に参加しなかった場合
- (4) 同一の応募者が2つ以上の企画提案書を提出した場合
- (5) 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げた場合
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案を行った場合
- (7) 発表済の内容と酷似した提案を行った場合

2 その他

- (1) 企画提案書等の提出を取り下げる場合は、速やかに「取下願」（様式第5号）を提出すること。
- (2) 取下願の提出があった場合も、既に提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) 企画提案書等の再提出は認めない。
- (4) 審査は提出された企画提案書等により行うが、提案受付後、提案内容について説明を求めることがある。

第8 契約の締結

本企画提案に係る契約については、下記により行う。

1 受注者の決定

選考委員会において決定した受注候補者を優先候補者とし、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定を準用し随意契約を行うため、優先候補者から見積書を徴収し、予算額の範囲内において契約を締結する。ただし、特別な理由により受注候補者と契約を締結出来ない場合は、他の提案者のうち順位が上位の者から順に契約交渉を行うものとし、最終的に交渉が成立した提案者を受注者とする。

2 契約書及び業務の仕様の確定

- (1) 契約書は、発注者と受注者で協議の上作成する。
- (2) 業務の仕様は、仕様書案に記載されている事項を基本とするが、発注者と受注者の協議により、必要に応じて追加、変更又は削除を行うことがある。
- (3) 委託金の支払い方法は、原則として業務完了後の一括払いとする。

第9 その他必要な事項

1 契約に関する条件等

(1) 著作権等

- イ 本業務による成果品の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。）は発注者に帰属するほか、受注者は、本業務の成果品を、自らまたは発注者が認めた第三者が使用するために必要な範囲において無期限で随時利用できるものとする。
- ロ 発注者の事前の承認がない限り、発注者及び第三者に対して著作者人格権を行使しないものとする。
- ハ 本業務で使用する画像等の著作権上の権利関係について、受注者において現実的に可能な範囲で調査・確認を行うこと。

(2) 機密の保持

受注者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失及び毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(3) 個人情報の保護

受注者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守しなければならない。

2 その他

- (1) 提出された企画提案書は、原則として返却しない。
- (2) 書類提出後は、原則として、差替え、変更及び取消は認めない。
- (3) 企画提案に要する費用は、すべて提案者の負担とする。
- (4) 本業務により得られた成果は、全て発注者に帰属するものとする。
- (5) 発注者は企画提案に参加する事業者が企画提案を公正に執行することが困難であると認めるときは、本公募型プロポーザル方式による選定の実施を延期し、又は取り止めることがある。
- (6) 本業務の実施に関して、業務委託候補者の企画提案の内容を当然に実施することを約束するものではなく、発注者と業務委託候補者で協議の上決定する。また、発注者との間で本業務の委託契約が成立した場合、具体的な業務内容や進め方等については、逐次発注者と協議するものとする。
- (7) 提出された企画提案書等は、行政文書となるため、宮城県情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）による開示請求があった場合、個人情報や事業情報などの不開示部分を除き、開示することとなる。
- (8) 本提案募集の手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。
- (9) 本業務について、訴訟の必要が生じた場合は、発注者の本庁舎所在地を所管する仙台地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。